

こどもの患者の権利に関して

当院では、「こどもの患者の権利」を守り、こどもとその家族を支援します

こどもの患者の権利

1. 「人権を尊重される権利」

こどもは、どんなときでも一人の人間として大切にされます。

2. 「医療を受ける権利」

こどもは、どのような病気にかかったときも、適切でよい医療を受けることができます。

3. 「自己の医療情報を知る権利」

こどもは、病気や検査や治す方法について、こどもにわかるやり方や言葉を使って教えてもらうことができます。

4. 「医療に参加する権利」

こどもは、病気のことや治す方法について、自分の考えや気持ちを病院の人や家族に伝えることができます。

5. 「質問する権利」

こどもは、わからないことや不安なことがあるときはいつでも、家族や病院の人たちに聞いたり、話したりすることができます。

6. 「生活を守る権利」

こどもは、入院しているときでも、できるかぎり家族と一緒にすごすことができます。

7. 「年齢に応じて、遊び、教育を受ける権利」

こどもは、入院していても遊んだり勉強したりすることができます。

8. 「個人情報保護を受ける権利」

こどもの病気や治す方法に関する情報は、大切な個人情報として守られます。

9. 「参画と協同」

こどもは、病気の治し方や薬が効くかどうかなどの研究への協力を頼まれたときには、十分な説明を受けて、協力するかどうかを自分で決めることができます。

10. 「医療提供者に健康に関する情報を提供する責務」

こどもは、病気が良くなるように、からだや気持ちのことをできるだけ詳しく病院の人たちに伝えなければいけません。

11. 「良質な療養生活を過ごすための責務」

こどもは、みんなが気持ちよく過ごすために、病院で決められている約束ごとを守らなければなりません。